わがまち特例一覧（１ページ）

対象となる固定資産	特例割合	資産種類	取得時期	特例適用期間	確認書類等	根拠法令等	備考
家庭用保育事業の用に供する家屋および償却資産	1/2	家屋 償却資産	-	期限なし	事業の認可を受けたことを証する書類	地方税法第349条の3第27項 唐津市税条例第61条の2第1項	
居宅訪問型保育事業の用に供する家屋および償却資産						地方税法第349条の3第28項 唐津市税条例第61条の2第2項	
事業所内保育事業の用に供する家屋および償却資産（利用定数5人以下）						地方税法第349条の3第29項 唐津市税条例第61条の2第3項	利用定数が6人以上では 非課税の対象になります。
特定事業所内保育施設の用に供する固定資産	1/2	土地 家屋 償却資産	H29.4.1 ～ R5.3.31	補助を受けた年の翌年度から５年間	児童福祉法に基づく県知事への届出書、子ども・子育て支援法に基づく補助を受けたことを証する書類、保育施設の図面等	地方税法附則第15条第33項 唐津市税条例附則第10条の2第13項	
サービス付き高齢者向け賃家住宅	2/3	家屋	H27.4.1 ～ R5.3.31	新たに固定資産税が課税される年度から５年間	サービス付き高齢者向け住宅であることを証する書類、建設費の補助を受けていることを証する書類	地方税法附則第15条の8第2項 唐津市税条例附則第10条の2第15項	

わがまち特例一覧（２ページ）

対象となる固定資産	特例割合	資産種類	取得時期	特例適用期間	確認書類等	根拠法令等	備考
汚水または廃液の処理施設	1/2	償却資産	R 2.4.1 ～ R 6.3.31	期限なし	特定施設設置届書・受理書、汚水または廃液処理設備であることがわかる書類	地方税法附則第15条第2項第1号 唐津市税条例附則第10条の2第1項	H 26.4.1～H 30.3.31に取得された場合、特例割合は1/3。 H 30.4.1～R 2.3.31に取得された場合、特例割合は1/2。
下水道除害施設	3/4	償却資産	H 27.4.1 ～ R 6.3.31	期限なし	除害施設計画承認申請書、検査済証、下水道除害設備であることがわかる書類	地方税法附則第15条第2項第5号 唐津市税条例附則第10条の2第2項	
生産性向上特措法第36条第1項に規定する先端設備等	0 （ゼロ）	家屋 償却資産	H 30.6.6 ～ R 5.3.31	新たに固定資産税が課税される年度から３年間	先端設備等導入計画の認定申請書・認定書、工業会等による仕様等証明書等 ※リース会社が申告する場合は上記に加え、リース契約書及び公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書	地方税法附則第64条 唐津市税条例附則第10条の2第16項	対象となる資産は、生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1％以上向上する下記の設備です。 （最低取得価格/販売開始時期） ●機械装置（160万円以上/10年以内） ●工具（30万円以上/5年以内） ●器具備品（30万以上/6年以内） ●建物附属設備（60万以上/14年以内） ●構築物（120万以上/14年以内） ※事業用家屋については、取得価額の合計金額が300万円以上の先端設備とともに導入されたもの

わがまち特例一覧（３ページ）

<table>
<tr><th>対象となる固定資産</th><th>特例割合</th><th>資産種類</th><th>取得時期</th><th>特例適用期間</th><th>確認書類等</th><th>根拠法令等</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>太陽光発電設備
（1,0000kw未満）</td><td>2/3</td><td rowspan="7">償却資産</td><td rowspan="7">Ｒ2.4.1
～
Ｒ6.3.31</td><td rowspan="7">新たに固定資産税が課税される年度から３年間</td><td rowspan="2">再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書、電気事業者が発行する契約書等</td><td>地方税法附則第15条第26項第1号イ
唐津市税条例附則第10条の2第3項</td><td rowspan="2">Ｈ28.4.1～Ｈ30.3.31に取得された場合、特例割合は1/2。
Ｈ30.4.1～Ｒ2.3.31に取得された場合、1,000kw未満の特例割合は2/3。
1,000kw以上の特例割合は3/4。</td></tr>
<tr><td>太陽光発電設備
（1,0000kw以上）</td><td>3/4</td><td>地方税法附則第15条第26項第2号イ
唐津市税条例附則第10条の2第7項</td></tr>
<tr><td>風力発電
（20kw未満）</td><td>3/4</td><td rowspan="3">再生可能エネルギー発電設備の認定通知書、
電気事業者が発行する契約書等</td><td>地方税法附則第15条第26項第2号ロ
唐津市税条例附則第10条の2第8項</td><td rowspan="2">Ｈ28.4.1～Ｈ30.3.31に取得された場合、特例割合は2/3。
Ｈ30.4.1～Ｒ2.3.31に取得された場合、20kw未満の特例割合は3/4。
20kw以上の特例割合は2/3。</td></tr>
<tr><td>風力発電
（20kw以上）</td><td>2/3</td><td>地方税法附則第15条第26項第1号ロ
唐津市税条例附則第10条の2第4項</td></tr>
<tr><td>水力発電設備
（5,000kw未満）</td><td>1/2</td><td>地方税法附則第15条第26項第3号イ
唐津市税条例附則第10条の2第10項</td><td>Ｈ28.4.1～Ｈ30.3.31に取得された場合、特例割合は1/2。
Ｈ30.4.1～Ｒ2.3.31に取得された場合、5,000kw未満の特例割合は1/2。
5,000kw以上の特例割合は2/3。</td></tr>
</table>

わがまち特例一覧（４ページ）

対象となる固定資産	特例割合	資産種類	取得時期	特例適用期間	確認書類等	根拠法令等	備考
水力発電設備（5,000kw以上）	3/4	償却資産	R2.4.1～R6.3.31	新たに固定資産税が課税される年度から３年間	再生可能エネルギー発電設備の認定通知書、電気事業者が発行する契約書等	地方税法附則第15条第26項第2号ハ 唐津市税条例附則第10条の2第9項	H28.4.1～H30.3.31に取得された場合、特例割合は1/2。 H30.4.1～R2.3.31に取得された場合、5,000kw未満の特例割合は1/2。 5,000kw以上の特例割合は2/3。
地熱発電設備（1,000kw未満）	2/3					地方税法附則第15条第26項第1号ハ 唐津市税条例附則第10条の2第5項	H28.4.1～H30.3.31に取得された場合、特例割合は1/2。 H30.4.1～R2.3.31に取得された場合、1,000kw未満の特例割合は2/3。 1,000kw以上の特例割合は1/2。
地熱発電設備（1,000kw以上）	1/2					地方税法附則第15条第26項第3号ロ 唐津市税条例附則第10条の2第11項	
バイオマス発電設備（10,000kw以上20,000kw未満）	2/3					地方税法附則第15条第26項第1号ニ 唐津市税条例附則第10条の2第6項	H28.4.1～H30.3.31に取得された場合、特例割合は1/2。 H30.4.1～R2.3.31に取得された場合、10,000kw未満の特例割合は1/2。 10,000kw以上20,000kw未満の特例割合は2/3。
バイオマス発電設備（10,000kw未満）	1/2					地方税法附則第15条第26項第3号ハ 唐津市税条例附則第10条の2第12項	